

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

| | | |
|----|-------------|--------|
| 1. | 商学部・商学研究科 | 研究 1-1 |
| 2. | 経済学部・経済学研究科 | 研究 2-1 |
| 3. | 法学部・法学研究科 | 研究 3-1 |
| 4. | 社会学部・社会学研究科 | 研究 4-1 |
| 5. | 言語社会研究科 | 研究 5-1 |
| 6. | 国際企業戦略研究科 | 研究 6-1 |
| 7. | 国際・公共政策研究部 | 研究 7-1 |
| 8. | 経済研究所 | 研究 8-1 |

商学部・商学研究科

| | | | |
|----|-------|-------|--------|
| I | 研究水準 | | 研究 1-2 |
| II | 質の向上度 | | 研究 1-3 |

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、過去 4 年間に発表した書籍、論文は一名当たり平均 10 件に達し、国際的な査読論文への掲載や学会賞の受賞も合計 14 件にのぼる等の成果を上げているほか、科学研究費補助金や寄付金の獲得も多く、多くの教員が学会において主導的役割を果たしていることなどは、優れた成果である。

以上の点について、商学部・商学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、商学部・商学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究成果の状況」について、過去 4 年間に 118 件の欧文論文が刊行され、その中には国際的な査読付き論文が含まれていること、また、学会の基調講演、特別講演や 21 世紀 COE プロジェクトを活用した共同研究などでも成果を上げ、企業、政府機関等の経営分析、政策立案にも利用されている。これらの状況などは、優れた成果である。

以上の点について、商学部・商学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、商学部・商学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 2 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 2 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

経済学部・経済学研究科

| | | | |
|----|-------|-------|--------|
| I | 研究水準 | | 研究 2-2 |
| II | 質の向上度 | | 研究 2-3 |

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、64 名の専任教員（平成 19 年 5 月現在）で過去 4 年間に 546 件の学術論文、一名当たり平均約 8.5 件の学術論文を発表し、教員が受賞した著名な学術賞も 12 件にのぼっている。研究資金の獲得状況については、科学研究費補助金の採択数が過去 4 年間の年平均で 22 件（約 8,908 万円）となっている。また、21 世紀 COE プログラム 2 件、奨学寄附金・受託研究を年平均 4～5 件受け入れていることなどは、優れた成果である。

以上の点について、経済学部・経済学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、経済学部・経済学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を大きく上回る

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、計量経済学、ゲーム理論、社会的選択理論、金融論、国際経済学、環境経済学、地域経済、経済史、数学の各分野において、国際的に最高水準の学術雑誌に掲載された論文がある。これらの状況などは、優れた成果である。

特に、学術面では、計量経済学、ゲーム理論、社会的選択理論、国際経済学、環境経済学の領域において、先端的な研究成果が生まれている。卓越した研究成果として、アジア・

太平洋地域における環境問題の動向に関する国際的な共同研究、資産価格とマクロ経済、国際寡占モデル等があり、これらは国際的に高い評価を受けている。また、過去4年間に、日本経済学会・石川賞など12件の学術賞を受賞している。なかでも、最先端領域の研究に組織的に取り組み、世界的にも高い水準の研究成果を上げていることは特筆すべき状況であるという点で「期待される水準を大きく上回る」と判断される。

以上の点について、経済学部・経済学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、経済学部・経済学研究科が想定している関係者の「期待される水準を大きく上回る」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が1件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が4件であった。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間終了時における判定として確定する。

法学部・法学研究科

| | | |
|----------|-------|--------|
| I 研究水準 | | 研究 3-2 |
| II 質の向上度 | | 研究 3-3 |

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、期間中の専任教員一名当たりの平均で編著書が 1.6 件、論文が 5.2 件、判例評釈が 1.07 件、学会報告が 1.27 件であり、公法、私法、政治学の各分野で成果を残している。また、4 年間で学会の会長・理事長ないし理事等を務めた教員は 18 名、延べ 29 学会になっている。研究資金の獲得状況については、科学研究費補助金の採択件数が 4 年間の平均で 11.75 件あり、21 世紀 COE プログラム「ヨーロッパの革新的研究拠点」の資金、各種助成金等を合わせて毎年 1 億円を超える資金を獲得していることなどは、優れた成果である。

以上の点について、法学部・法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、法学部・法学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、基礎法学、公法学、私法学、政治学の各分野で研究業績を残している。社会、経済、文化面では、社会的に関心が集まっている裁判制度についての解説や日本法を学ぼうとする留学生に対するテキストをまとめるなど、時代的要請に対して積極的に応えようとしている状況であるなどの相応な成果がある。

以上の点について、法学部・法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、法学部・法学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 4 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

社会学部・社会学研究科

| | | |
|----------|-------|--------|
| I 研究水準 | | 研究 4-2 |
| II 質の向上度 | | 研究 4-3 |

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究活動の状況としては、研究発表数が、平成 19 年度までの 4 年間で、著作 144 件、学術論文 322 件にのぼる。研究資金の獲得状況については、特に 21 世紀 COE プログラム「ヨーロッパの革新的研究拠点」等を獲得し、活発な研究活動の実施が見られるなどの相応な成果がある。

以上の点について、社会学部・社会学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、社会学部・社会学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、ジェンダー研究、哲学・倫理学、日本史、東洋史、西洋史、文化人類学、政治学、社会学、教育学など広範な領域において成果が上げられている。卓越した研究成果として、例えば、ジェンダー研究から『女性労働とマネジメント』の英語翻訳やアメリカ史の『歴史経験としてのアメリカ帝国』があげられる。また、自衛隊をジェンダーの観点から扱った『軍事組織とジェンダー』や哲学における『環境保護の思想』も学術的に優れた研究成果である。社会、経済、文化面では、社会学において優れた研究成果が見られる。40 年にわたる原爆被爆者への社会調査から生まれた『原

爆体験』やヨーロッパ諸国のイスラームとの共存を問題とした『人の法と神の法』等優れた研究成果を残し、社会的・文化的に注目される課題に対し影響力を与えている。これらの状況などは、優れた成果である。

以上の点について、社会学部・社会学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、社会学部・社会学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が2件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が1件であった。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間終了時における判定として確定する。

言語社会研究科

| | | | |
|----|-------|-------|--------|
| I | 研究水準 | | 研究 5-2 |
| II | 質の向上度 | | 研究 5-3 |

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、各教員の個人研究が活発に行われ単著出版等の業績を順調に出している上に、ジャーナリズムを通じての啓蒙活動や辞書編纂等を精力的に行っている。また、平成 18 年度から毎年積極的に共同研究を立ち上げる体制を取っている。研究資金の獲得状況については、専任教員により平成 17 年度から平成 19 年度における科学研究費補助金の新規採択件数が 6～7 件となるなど、毎年着実に獲得している。当該組織内の共同研究を 1 年間実施した後、科学研究補助金を申請する方針が取られていることで、プロジェクトの遂行と外部資金の獲得が連動する形になっており、活発な研究活動を展開していることは、優れた成果である。

以上の点について、言語社会研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、言語社会研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、台湾文学を含めた中国文学に関する先端的な優れた研究が行われ、海外を含めて高い評価を得ているほか、当該組織では平成 18 年度から毎年共同研究プロジェクトを遂行し科学研究費補助金を獲得している。社会、経済、

文化面では、単著等が新聞等の書評に取り上げられ、高い評価を得た結果、著者インタビューが行われたり、書評委員お薦め「今年の3点」に選ばれ、社会的・文化的に大きく貢献したことなどの相応な成果がある。

以上の点について、言語社会研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、言語社会研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が1件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が1件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が1件であった。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間終了時における判定として確定する。

国際企業戦略研究科

| | | | |
|----|-------|-------|--------|
| I | 研究水準 | | 研究 6-2 |
| II | 質の向上度 | | 研究 6-3 |

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、わが国の社会科学系の学界で、質量とも群を抜いている。平成 16 年 4 月以降、本研究科教員による研究成果の公刊は、著書、論文で 326 点である。その上、当該研究科教員が、国内外の重要な学会で中核的要職についているケースも多く、日本人として始めてアカデミー・オブ・マネジメント・フェローに選出された教員や、アジア・ファイナンス学会最優秀論文賞などを授与された教員もいる。さらに金融戦略・経営財務コース（FBC）が数理ファイナンスの国際学会を開催するなど、学会活動にも力を入れている。また、現在、当該研究科が事業担当者となっている文部科学省 21 世紀 COE プログラム「知識・企業・イノベーションのダイナミクス」は、経営学、経済学の分野で顕著な業績を上げていると評価されている。この研究科の特徴は、実務と直結した研究を行っていることであり、教員が企業 13 社において社外取締役・監査役に選任されている。当該研究科が主催し、優良企業を表彰する「ポーター賞」は、年々その権威を増してきているが、本研究科と企業との様々な面での連携を促進する媒介項の役割を果たしている。研究資金の獲得状況については、受託研究費、寄付金などの外部資金の総額は、約 7 億 8,000 万円であり、多くの資金を獲得している。これらの状況などは、優れた成果である。

以上の点について、国際企業戦略研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、国際企業戦略研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究成果の状況」について、当該研究科の教員の研究成果が国際的に著名な賞を受けたり、査読付きの世界的レベルのジャーナルに掲載されたりと、国際的にも高く評価されているものが多い。また、当該研究科の研究の基軸は「知識経営」という独自の研究テーマにおかれ、世界的に認められている出版社から業績を出版している。当該研究科の研究は学界のみならず、広く実務界にも大きなインパクトを与えてきた。その結果、企業の社外取締役に出選される教員もいる。FBC のファイナンスの研究は最適ポートフォリオ運用モデルの開発等のように実務で活用できる研究を行っている。経営法務コース (BLC) の実務家教員には、敵対的買収の防衛策を提言し社会の注目を浴びた教員や、知的財産法研究の第一人者等がおり、当該研究科をビジネス法務研究の情報発信基地化していることなどは、優れた成果である。

以上の点について、国際企業戦略研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、国際企業戦略研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果 (判定) を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質 (水準) を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件、「高い質 (水準) を維持している」と判断された事例が 3 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年

度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間終了時における判定として確定する。

国際・公共政策研究部

| | | | |
|----|-------|-------|--------|
| I | 研究水準 | | 研究 7-2 |
| II | 質の向上度 | | 研究 7-3 |

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、当該研究部が組織として取り組んでいるリスクマネジメント研究プロジェクトと医療経済研究・教育プロジェクトは、他大学・他機関との複合領域的研究プロジェクトである。いずれも、将来性のある研究テーマを掲げており、これを着実に推進しているなどの相応な成果がある。

以上の点について、国際・公共政策研究部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、国際・公共政策研究部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、憲法裁判や公文書整理の領域において優れた成果を上げている。社会、経済、文化面では、例えば、喫煙行動の研究など、今日的なテーマの研究において成果を上げていることなどの相応な成果がある。

以上の点について、国際・公共政策研究部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、国際・公共政策研究部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 3 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

経済研究所

| | | |
|----------|-------|--------|
| I 研究水準 | | 研究 8-2 |
| II 質の向上度 | | 研究 8-3 |

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を大きく上回る

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、平成 16 年度から平成 18 年度に年間一名平均約 1.5 件の著書・編著、11.3 件の論文を発表し、7.0 件の口頭発表・講演などを行っており、平成 16 年度から平成 19 年度に年平均 203 回のコンファレンスや研究会（うち国際会議が 7.5 回）を開催している。『経済研究』、『経済研究叢書』などの独自の刊行物も旺盛に出版している。研究資金の獲得状況については、研究所員 30 名前後規模の社会科学系の研究施設には異例の巨額の外部資金を導入・活用している。平成 16 年度以降の 4 年間で 21 世紀 COE プログラムや科学研究費補助金の年平均は 34 件、合計金額の年平均は 3 億 734 万円にのぼることなどは、優れた成果であることから、期待される水準を上回ると判断される。

「共同利用・共同研究の実施状況」のうち、当該研究所附属社会科学統計情報研究センターでは、総務省統計局と共同して、政府統計マイクロデータの試行的提供を拡充しており、その窓口として学内外の研究者からの申請を受け付けているが、平成 16 年度に 6 件であった申請が平成 19 年度には 27 件に増加していることなどは、優れた成果であることから、期待される水準を上回ると判断される。

特に、アジア長期経済統計などの今後世界の学界の共有財産となる共同研究を行っているほか、日本学士院賞 2 件、日本学術振興会賞 1 件を受賞するなど卓越した成果を上げていることは、特筆すべき状況にあるという点で「期待される水準を大きく上回る」と判断される。

以上の点について、経済研究所の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、経済研究所が想定している関係者の「期待される水準を大きく上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、特に世代間衡平性と持続可能性に関する研究は卓越した業績に選ばれたほか、優れた業績も数多く見られた。また、社会、経済、文化面にも年金改革に関する優れた業績があり、政策面への関与がうかがえる。さらに、平成 16 年度以降の 4 年間に学士院賞 2 件、紫綬褒章 1 件など計 10 件の学術賞を当該研究所員が受賞している。これらの状況などは、優れた成果である。

以上の点について、経済研究所の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、経済研究所が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 4 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 1 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。